

意匠分類記号	意匠分類の名称
L 6 - 5 0	建物用縁等

対応する旧意匠分類		移行方法...全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号		分類の名称 または 移行した物品
L 4 - 3 3 1	一	床構成部材
L 4 - 4 0	一	建物用縁、建物用目地等
L 4 - 4 1 0	一	建物用縁
L 4 - 4 1 2 0	一	建物用入隅出隅材
L 4 - 4 1 2 0 A	一	建物用入隅出隅材(継ぎ手機能有り)
L 4 - 4 1 2 1	全	天井周り縁及び天井見切り縁
L 4 - 4 1 2 2	全	幅木
L 4 - 4 1 3	全	壁見切り縁
L 4 - 4 1 4	全	カーペット押え縁
L 4 - 4 3 1	全	モルタル定規
L 4 - 4 9 1	一	建物用縁等コーナー具

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
L 6 - 1 0 0	建物用板
L 6 - 1 0 1	建物用装飾板
L 6 - 1 1 7 0	屋根用縁等
L 7 - 1 0	建物用構造材、枠材
L 7 - 1 1	建物用基本構造材
L 7 - 2 0	建物用框材
L 7 - 3 0	建具用充填材、緩衝材等
D 9 - 1 1 0	家具用支柱
D 9 - 1 1 1	家具用縁等

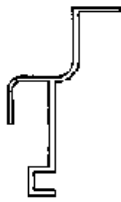
再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品		
建物用縁	建物用縁材	天井回り縁
天井回り縁材	天井見切り縁材	外壁見切り縁材
内壁見切り縁材	幅木	幅木材
壁用入隅材	壁用出隅材	カーペット押え材
天井回り縁用コーナー具	幅木用コーナー具	モルタル定規材

定義
<p>天井、壁、床、階段等建築内外装面の端部及び継ぎ目に使用される部材のうち、下位に展開される分類に含まれないもの。</p> <p>下地材、取り付け材を含む。</p> <p>表面に装飾があるもののうち、連続して同じ断面形状を有するものを含み、DタームEを付与する。</p> <p>窓枠用額縁(L 7 - 1 0 建物用構造材、枠材)とに汎用性のあるものを含む。</p>

L6-50 登録 728983 号

「押え縁材」



L6-50 AA

登録 1165155 号

「建物用化粧胴差し材」



L6-50 AA

登録 1053533 号

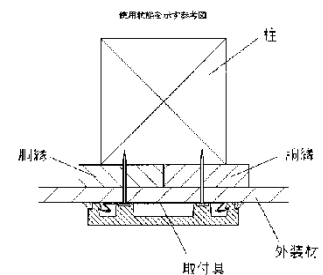
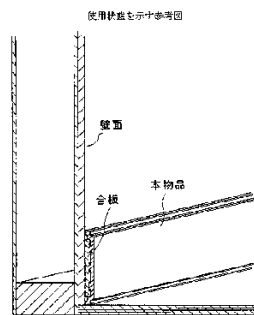
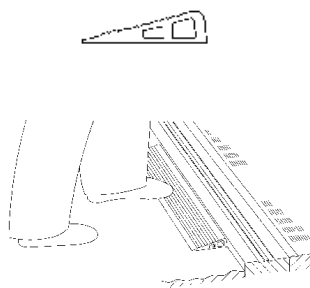
「外壁用化粧柱材」



L6-50 E

登録 1163868 号

「床段差解消用傾斜板」



他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

屋根に使用するものは、L6 - 1170 屋根用縁等とする。

建具に使用するものはL7 - 20 建具用框材とする。

端部や継ぎ目に使用されるものであっても、両側から板等がはめこまれる形状(継ぎ手状)のものは、L7 - 10 建物用構造材、枠材に分類する。

表面に装飾模様のある板は、L6 - 101 建物用装飾板とする。

窓枠用額縁はL7 - 10 建物用構造材、枠材に分類する。

分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)

過去に分類した物品の名称
